

共同生活援助

※ この要件は平成25年4月1日現在のものです。今後、厚生労働省からの通知等があった場合は、要件の内容について見直す場合がありますので、予めご了承ください。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（抜粋）

算定要件

基準	解釈通知
<p>1の2 福祉専門職員配置等加算</p> <p>イ 福祉専門職員配置等加算(I) 7単位</p> <p>ロ 福祉専門職員配置等加算(II) 4単位</p> <p>注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第208条第1項の規定により置くべき世話人(注2において「世話人」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>注2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。</p> <p>(1) 世話人として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。</p> <p>(2) 世話人として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。</p>	<p>④ 福祉専門職員配置等加算の取扱い</p> <p>報酬告示第16の1の2の福祉専門職員配置等加算については、2の(5)の④を準用する。</p> <p>2の(5)の④</p> <p>④ 福祉専門職員配置等加算の取扱い</p> <p>報酬告示第5の3の福祉専門職員配置等加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 福祉専門職員配置等加算(I)</p> <p>指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であること。</p> <p>なお、「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正規雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者をいう。(二)において同じ。)</p> <p>(二) 福祉専門職員配置等加算(II)</p> <p>次のいずれかに該当する場合であること。</p> <p>ア 直接処遇職員として配置されている従業者の総数(常勤換算方法により算出された従業者数をいう。)のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。</p> <p>イ 直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。</p> <p>なお、イ中「3年以上従事」とは、加算の申請を行う前月の末日時点における勤続年数とし、勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え同一法人の経営する他の障害者自立支援法に定める障害福祉サービス事業(旧法施設を含む)及び精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、小規模通所授産施設、地域生活支援事業の地域活動支援センター等の事業、障害者就業・生活支援センター、児童福祉法に規定する障害児通所支援事業及び障害児入所施設、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。</p> <p>また、当該勤続年数の算定については、非常勤で勤務していた期間も含めることとする。</p> <p>(三) 多機能型事業所等における本加算の取扱いについて</p> <p>多機能型事業所又は障害者支援施設については、当該事業所に</p>

1の3 夜間防災・緊急時支援体制加算

イ 夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅰ)

- | | |
|-------------------|------|
| (1) 利用者が4人以下 | 25単位 |
| (2) 利用者が5人 | 20単位 |
| (3) 利用者が6人 | 16単位 |
| (4) 利用者が7人 | 14単位 |
| (5) 利用者が8人以上30人以下 | 12単位 |

ロ 夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ) 10単位

注1 イについては、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な防災体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、共同生活住居の利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

注2 ロについては、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保している指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、指定共同生活援助の利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

おける全てのサービス種別の直接処遇職員を合わせて要件を計算し、当該要件を満たす場合には全ての利用者に対して加算を算定することとする。

なお、この場合において、当該多機能型事業所等の中で複数の直接処遇職員として、常勤の時間を勤務している者(例：生活介護の生活支援員を0.5人分、就労移行支援の職業指導員を0.5人分勤務している者)については、「常勤で配置されている従業者」に含めることとする。

⑤ 夜間防災・緊急時支援体制加算の取扱い

(一) 報酬告示第16の1の3のイの夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅰ)については、夜間の防災体制を確保しているものとして都道府県知事が認める場合に算定するものであるが、具体的には次の体制をいうものである。

ア 夜間防災体制の内容

警備会社と共同生活住居に係る警備業務の委託契約を締結する場合のほか、自動通報装置を設置し、緊急時に速やかに対応できる体制を整えている場合にも算定できるものであること。ただし、指定障害者支援施設の夜勤職員等、別途報酬等により評価される職務に従事する必要がある者による対応体制は加算算定の対象とはしない。

なお、警備会社等に委託する際には、利用者の状況等について伝達しておくこと。

イ 加算の算定方法

加算の算定は共同生活住居ごとに行い、共同生活住居の入居者数に応じ加算額を算定する。

ウ 一体型指定共同生活援助事業所における取扱い 一体型指定共同生活援助事業所においては、指定共同生活援助に係る入居者の人数に応じ、加算を算定する。

(二) 報酬告示第16の1の3のロの夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)については、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保している場合に、共同生活援助の利用者の数に応じ、算定できるものであること。

なお、緊急時の連絡先や連絡方法については、運営規程に定めるとともに共同生活住居内の見やすい場所に掲示する必要があること。

また、常時の連絡体制については、当該事業所の従業者が常駐する場合のほか、次の場合にも算定できるものであること。

ア 携帯電話などにより、夜間及び深夜の時間帯の連絡体制が確保されている場合。

イ 指定共同生活援助事業所に従事する世話人以外の者であって、夜間における支援を委託されたものにより連絡体制を確保している場合。

ただし、この場合、指定障害者支援施設の夜勤職員等、別途報酬等(報酬告示第9の2のロの夜間支援体制加算(Ⅱ)及び第12の9のロの夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)を除く。)により評価される職務に従事する必要がある者による連絡体制は当該加算の算定対象とはしないこと。

(三) (一)の夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅰ)と(二)の夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)については、併せて算定で

<p>2 自立生活支援加算 14 単位</p> <p>注 次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たしているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所が、単身生活等が可能であると見込まれる利用者に対して、市町村の承認を受けた共同生活援助計画に基づき、単身生活等への移行に向けた相談支援等を行った場合に、当該共同生活援助計画の対象となる期間のうち180日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>(1) 共同生活援助計画の対象となる期間の初日が属する年度の前年度及び前々年度において、当該指定共同生活援助事業所を退去し、単身生活等へ移行した利用者(②において「単身生活等移行者」という。)の数が、当該指定共同生活援助事業所の利用定員の数の100分の50以上であること。</p> <p>(2) 単身生活等移行者のうち、単身生活等を6月以上継続した者又は継続している者の数が、単身生活等移行者の数の100分の50以上であること。</p>	<p>きるものであること。</p> <p>⑦ 自立生活支援加算の取扱い 報酬告示第16の2の自立生活支援加算については、2の(9)の⑧を準用する。</p> <p>2の(9)の⑧</p> <p>⑧ 自立生活支援加算の取扱い 報酬告示第9の5の自立生活支援加算については、次の(一)及び(二)に定める要件を満たす指定共同生活介護事業所において、居宅における単身等での生活が可能であると見込まれる利用者に対し、市町村の承認を受けた共同生活介護計画に基づき、単身生活等への移行に向けた相談支援等を行った場合に、当該支援を開始した日から180日間を限度として、当該支援を行う利用者について、この加算を算定する。なお、この場合の「180日間」とは、暦日で180日間をいうものであり、加算の算定対象となるのは、180日間のうち、利用者が実際に利用した日数となることに留意すること。</p> <p>なお、共同生活介護サービス費(Ⅳ)を算定している利用者については、この加算を算定することができない。</p> <p>(一) 共同生活介護計画の対象となる期間の初日が属する年度の前年度及び前々年度に指定共同生活介護事業所を退去し、居宅での単身生活等へ移行した利用者の数が、当該指定共同生活介護事業所の利用定員の数の100分の50以上であること。この場合における利用定員とは、加算の算定対象となる利用者に対し、単身生活等への移行支援を開始した時点における指定共同生活介護事業所の利用定員をいう。</p> <p>(二) (一)の単身生活等へ移行した者のうち、当該単身生活等への移行後、6カ月以上継続した者又は継続している者の数が、単身生活等移行者全員の数の100分の50以上であること。</p> <p>なお、単身生活等への移行へ向けた支援を行った結果、180日の間に、この加算の対象となる利用者の単身生活等が達成されない場合であっても、加算額の返還は要しないものとする。</p>
<p>6 地域生活移行個別支援特別加算 670 単位</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業者が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した共同生活援助計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該利用者に対し、3年以内(医療観察法に基づく通院期間の延長を行った場合にあつては、当該延長期間が終了するまでの期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。))において、1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める施設基準</p> <p>七 指定共同生活援助の施設基準</p>	<p>⑫ 地域生活移行個別支援特別加算の取扱い 報酬告示第16の6の地域生活移行個別支援特別加算については、2の(9)の⑬を準用する。</p> <p>2の(9)の⑬</p> <p>⑬ 地域生活移行個別支援特別加算の取扱い 報酬告示第9の8の地域生活移行個別支援特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(一) 対象者の要件 地域生活移行個別支援特別加算の対象者については、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。)に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者(通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。)又は矯正施設(刑務所、拘留所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所及び</p>

介護給付費等単位数表第16の6の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)の施設基準

- (1) 指定障害福祉サービス基準第二百八条の規定により指定共同生活援助事業所に置くべき世話人に加え、介護給付費等単位数表第16の6の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の世話人を配置することが可能であること。
- (2) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置されているとともに、介護給付費等単位数表第16の6の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。
- (3) 指定共同生活援助事業所の従業者に対し、医療観察法第四十二条第一項第二号若しくは第五十一条第一項第二号に基づく入院によらない医療を受けている者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年一回以上行われていること。
- (4) 保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整えられていること。

※別に定める厚生労働大臣が定める者

九 介護給付費等単位数表第9の8の注、第10の11の注2、第12の5の9の注及び第16の6の注の厚生労働大臣が定める者

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)第四十二条第一項第二号若しくは第五十一条第一項第二号に基づく入院によらない医療を受ける者、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第三条に規定する刑事施設若しくは少年院法(昭和二十三年法律第百六十九号)第一条に規定する少年院からの釈放に伴い関係機関と調整の結果、受け入れた者であって当該釈放から三年を経過していないもの又はこれに準ずる者

8 通勤者生活支援加算

18単位

注 指定共同生活援助の利用者のうち100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されているとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助を行う指定共同生活援助事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1日につき所定単位数を加算する。

婦人補導院をいう。以下同じ。)若しくは更生保護施設を退院、退所、釈放又は仮釈放(以下「退所等」という。)の後、3年を経過していない者であって、保護観察所又は「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知)の別添15「地域生活定着支援事業実施要領」に基づく地域生活定着支援センター(以下「地域生活定着支援センター」という。)との調整により、指定共同生活介護事業所を利用することとなった者をいうものである。

なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後3年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定共同生活介護を利用することになった場合、指定共同生活介護の利用を開始してから3年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。

(二) 施設要件

加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業者に加えて一定数の配置を求めるのではなく、加算対象者受入時において適切な支援を行うために必要な数の人員を確保することが可能であるとともに、有資格者による指導体制が整えられ、有資格者を中心とした連携体制により対象者に対して適切な支援を行うことが可能であること。

なお、こうした支援体制については、自立支援協議会の場等で関係機関の協力体制も含めて協議しておくことが望ましい。

また、従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、矯正施設等を退所した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援の実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。

(三) 支援内容

加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものとする。

- ア 本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、これを誘発しないような環境調整と必要な専門的支援(教育又は訓練)が組み込まれた、共同生活介護計画の作成
- イ 指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催
- ウ 日常生活や人間関係に関する助言工 医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援
- オ 日中活動の場における緊急時の対応
- カ その他必要な支援

⑭ 通勤者生活支援加算の取り扱い

報酬告示第16の8の通勤者生活支援加算については、2の(9)の⑮を準用する。

2の(9)の⑮

⑮ 通勤者生活支援加算の取扱い

(一) 報酬告示第9の10の通勤者生活支援加算については、指定共同生活介護の利用者のうち、100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されている場合に加算を算定するものであるが、

9 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10において同じ。)が、利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から8までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※別に厚生労働大臣が定める基準

四十一 介護給付費等単位数表第16の9の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

厚生労働大臣が定める基準第二号

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 福祉・介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(2) 当該指定居宅介護事業所等(介護給付費等単位数表第1の1の注13に規定する指定居宅介護事業所等をいう。以下同じ。)において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び司法第二百五十二条の二十二年第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあっては指定都市

この場合の「通常の事業所に雇用されている」とは、一般就労のことをいうものであって、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型の利用者は除くものであること。
(二) 通勤者生活支援加算を算定する事業所においては、主として日中の時間帯において、勤務先その他の関係機関との調整及びこれに伴う利用者に対する相談援助を行うものとする。

⑮ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い

報酬告示第16の9及び10の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑮を準用する。

2の(1)の⑮

⑯ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて

福祉・介護職員処遇改善加算は、平成23年度まで実施されていた福祉・介護人材の処遇改善事業における助成金による賃金改善の効果を継続する観点から、当該助成金を円滑に障害福祉サービス報酬に移行することを目的とし創設したものである。

また、福祉・介護職員処遇改善特別加算については、福祉・介護職員の処遇改善をより一層推し進めるために、基金事業において、助成金を受給することが困難であった事業所においても一定の処遇改善が図られるよう創設したものである。

このため、福祉・介護職員処遇改善加算を算定する場合には、福祉・介護職員処遇改善特別加算は算定できないこと。なお、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の内容については、別途通知(「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(平成24年3月30日付け障障発0330第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知))を参照すること。

又は中核市の市長とし、基準該当サービスの場合にあっては登録先である市町村の市町村長とする。以下この号において同じ。)に届け出ていること。

(3) 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。

(4) 当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第三百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

(6) 当該指定居宅介護事業所等において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。

(7) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件のいずれにも適合すること。

a 福祉・介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件のいずれにも適合すること。

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(8) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。

□ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、イの(7)又は(8)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

10 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所が、利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、1から8までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、9の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

※別に厚生労働大臣が定める基準

⑮ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い

報酬告示第16の9及び10の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑱を準用する。

2の(1)の⑱

⑱ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて

福祉・介護職員処遇改善加算は、平成23年度まで実施されていた福祉・介護人材の処遇改善事業における助成金による賃金改善

四十二 介護給付費等単位数表第16の10の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

厚生労働大臣が定める基準第三号

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 福祉・介護職員等の賃金(退職手当を除く。)に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

ロ 当該指定居宅介護事業所等において、イの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

ハ 福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。

ニ 当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

ホ 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

ヘ 当該指定居宅介護事業所等において、労働保険料の納付が適正に行われていること。

の効果継続する観点から、当該助成金を円滑に障害福祉サービス報酬に移行することを目的とし創設したものである。

また、福祉・介護職員処遇改善特別加算については、福祉・介護職員の処遇改善をより一層推し進めるために、基金事業において、助成金を受給することが困難であった事業所においても一定の処遇改善が図られるよう創設したものもある。

このため、福祉・介護職員処遇改善加算を算定する場合には、福祉・介護職員処遇改善特別加算は算定できないこと。なお、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の内容については、別途通知(「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(平成24年3月30日付け障障発0330第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知))を参照すること。